トレーディア株式会社定款

第 1 章　総　　則

(商号)
第 1 条　当会社は、トレーディア株式会社と称する。(英文では　TRADIA CORPORATION と表示する)

(事業の目的)
第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1．港湾運送業
2．通関業
3．普通倉庫業
4．貨物利用運送業
5．運送代理店
6．損害保険代理業
7．不動産賃貸
8．前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)
第 3 条　当会社は、本店を神戸市に置く。

(機関)
第 4 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会　　(2)監査等委員会　　(3)会計監査人

(公告方法)
第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章　株　　式

(発行可能株式総数)
第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、540万株とする。

(自己株式の取得)
第 7 条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)
第 8 条　当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)
第 9 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)
第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章　株 主 総 会

(招集)
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)
1. 現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)
第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役および取締役会

(取締役の員数)
第 18 条　当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。
② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)
第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)
第 20 条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）
第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）
第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）
第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）
第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
② 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監 査 等 委 員 会

（監査等委員会の招集通知）
第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)
第 31 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)
第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)
第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)
第 34 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)
第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)
第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの 1 年とする。

(期末配当金)
第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(期末配当金の除斥期間)
第 38 条 期末配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
② 未払の期末配当金に対しては、利息をつけない。

昭和	26 年	9 月	29 日	全文変更
昭和	43 年	5 月	31 日	変更
昭和	44 年	5 月	30 日	変更
昭和	46 年	5 月	25 日	変更
昭和	46 年	7 月	10 日	変更
昭和	50 年	5 月	29 日	変更
昭和	57 年	6 月	29 日	変更
平成	3 年	6 月	27 日	変更
平成	5 年	6 月	29 日	変更
平成	6 年	4 月	1 日	変更
平成	6 年	6 月	29 日	変更
平成	12 年	6 月	29 日	変更
平成	14 年	6 月	27 日	変更
平成	15 年	6 月	27 日	変更
平成	16 年	6 月	29 日	変更
平成	18 年	6 月	29 日	変更
平成	21 年	6 月	26 日	変更
平成	28 年	6 月	29 日	変更
平成	29 年	10 月	1 日	変更
令和	4 年	6 月	24 日	変更